

議員提出議案第13号

幼児教育・保育の無償化に関する意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年12月21日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根 正 宣

〃 兼本 芳 雄

〃 川上 直 喜

〃 永末 雄 大

〃 江口 徹

〃 吉田 健 一

〃 福永 隆 一

〃 坂平 末 雄

幼児教育・保育の無償化に関する意見書(案)

少子長寿化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

その一端として、幼児教育・保育の無償化が国の方針として進められているが、実施にあたっては地方公共団体の負担増加が懸念される場所である。

よって、飯塚市議会は、国に対し、幼児教育・保育の無償化に関し、以下の点について、強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱した施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方公共団体の財政負担とならないよう、国において必要な措置を行うこと。

事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要なとなる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

- 2 これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

- 3 無償化の実施にあたっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。認可外保育施設の範囲を明確化するともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

また、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準の見直しあるいは創設等、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

4 国は、子どもたちの安全を確保するための質の担保に係る具体的な方針を速やかに提示すること。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにするとともに、周知の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第14号

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年12月21日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根 正 宣

〃 兼本 芳 雄

〃 川上 直 喜

〃 永末 雄 大

〃 江口 徹

〃 吉田 健 一

〃 福永 隆 一

〃 坂平 末 雄

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めるべきである。

記

- 1 「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第15号

認知症施策の推進を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年12月21日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根 正 宣

〃 兼本 芳 雄

〃 川上 直 喜

〃 永末 雄 大

〃 江口 徹

〃 吉田 健 一

〃 福永 隆 一

〃 坂平 末 雄

認知症施策の推進を求める意見書(案)

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。